

高松市契約規則及び高松市入札監視委員会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 6 8 号

高松市契約規則及び高松市入札監視委員会条例施行規則の一部を改正する規則

(高松市契約規則の一部改正)

第 1 条 高松市契約規則（昭和 3 9 年高松市規則第 3 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(契約書作成の省略) 第 2 1 条 略 (1) <u>別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額を超えない</u> 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき（登 記又は登録の手續を要するときを除く。）。	(契約書作成の省略) 第 2 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第 1 項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。 ただし、単価による契約又は高松市長期継続契約に関する条例第 2 条各号に掲げる契約については、この限りでない。 (1) <u>契約金額が 1 0 0 万円（工事又は製造の請負契約にあつて は、1 3 0 万円）以下の</u>指名競争入札の方法による契約又は随意 契約を締結するとき（登記又は登録の手續を要するときを除 く。）。

[削る]

(2)～(6) 略

2 略

別表（第 1 7 条の 2、第 2 1 条関係）

1	工事又は製造の請負	<u>2 0 0 万円</u>
2	財産の買入れ	<u>1 5 0 万円</u>
3	物件の借入れ	<u>8 0 万円</u>
4	財産の売払い	<u>5 0 万円</u>
5	略	
6	前各号に掲げるもの以外のもの	<u>1 0 0 万円</u>

(2) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、次のいずれにも該当することにより市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

ア 指名競争入札の方法による契約又は随意契約であること。

イ 履行期間が短期間であること。

ウ 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められること。

(3)～(7) 略

2 略

別表（第 1 7 条の 2 関係）

1	工事又は製造の請負	<u>1 3 0 万円</u>
2	財産の買入れ	<u>8 0 万円</u>
3	物件の借入れ	<u>4 0 万円</u>
4	財産の売払い	<u>3 0 万円</u>
5	略	
6	前各号に掲げるもの以外のもの	<u>5 0 万円</u>

（高松市入札監視委員会条例施行規則の一部改正）

第 2 条 高松市入札監視委員会条例施行規則（平成 2 4 年高松市規則第 6 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高松市入札監視委員会の調査審議の対象とするもの）	（高松市入札監視委員会の調査審議の対象とするもの）

第2条 条例第2条の規則で定める金額は、200万円とする。

2 略

第2条 条例第2条の規則で定める金額は、130万円とする。

2 略

附 則

- 1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高松市契約規則の規定及び第2条の規定による改正後の高松市入札監視委員会条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。